

消費者は事業者に比べて情報量や交渉力に差があるため、商品やサービスを選ぶときや契約した後に、トラブルになってしまうことがあります。

消費生活センターでは、消費者が適正に商品を選ぶことができ、被害に遭ったときには救済されるよう、相談に来た人を支援する仕事をしています。

相談の受け付け・対応(助言・あっせん・紹介)

消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、悪質商法や架空請求、インターネット関連のトラブル、借金返済に関する悩みなどの相談に対応しています。

相談は電話や対面で受け付け、相談内容から解決に向けた方法を検討し、助言や事業者との交渉を行います。弁護士など、さまざまな専門機関を紹介することもできます。

6・9・12・3月の第2土曜日は、週末消費生活センターを開設しています。平日に来所が難しい人は、活用してください。

相談は無料で秘密は守られます

自分の悩みを人に相談することは、勇気がいることです。相談員は相談者の立場に立ち、じっくり話を聞くので、安心して相談してください。個人情報外部に漏れることはありません。費用は無料で、何度でも相談でき



ます。

出前講座の開催やトラブル事例の情報提供

相談員や市の職員が地域へ出向いて、最新の相談事例やトラブルを防ぐポイントを紹介しています。また、さまざまな啓発リーフレットを配布するなど、消費者問題の情報提供も行っています。「消費者問題の最新情報が知りたい」「出前講座を頼みたい」というときは問い合わせてください。

場所／市役所 2階 旭市消費生活センター

相談時間／午前9時～正午、午後1時～4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

〒旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)